

第25回 独立行政法人都市再生機構 契約監視委員会
審議概要

開催日	平成27年6月2日（火）
開催場所	独立行政法人都市再生機構東日本賃貸本部会議室
出席委員	<p>長沢 美智子（弁護士（東京丸の内法律事務所）） 高木 勇三（公認会計士（監査法人五大）） 鈴木 豊（学校法人青山学院常任監事・青山学院大学名誉教授） 飛松 純一（弁護士（森・濱田松本法律事務所）） 水上 貴央（弁護士（早稲田リーガルコモンズ法律事務所）） 鹿野 治雄（都市再生機構監事） 小林 昭次（都市再生機構監事）</p> <p>※長村彌角委員は欠席</p>
審議事項等	<p>審議事項</p> <p>（1）平成26年度第4四半期における競争性のない随意契約及び1者応札・1者応募となった契約について</p> <p>（2）個別契約案件に係る審議</p> <p>2か年度連続して1者応札・1者応募となった契約について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報システム保守業務について <p>（3）平成27年5月25日総務大臣決定「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「平成27年度調達等合理化計画」の策定について <p>（4）平成26年度における公益法人への支出に係る点検について</p> <p>（5）2か年度連続して1者応札・1者応募となった契約のうち募集手続を行う契約について</p> <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約監視委員会規程の改正について
審議概要等	別紙のとおり

(別紙)

意見・質問	説明・回答
審議事項1 平成26年度第4四半期における競争性のない随意契約及び1者応札・1者応募となった契約について	<ul style="list-style-type: none">・平成26年度第4四半期における競争性のない随意契約及び1者応札・1者応募となった契約実績について、前年同期に比しての契約実績額及び1者応札・1者応募の件数の変動要因となっている複数年契約の状況等について説明。・競争性のない随意契約の中には、第23回契約監視委員会(平成26年12月17日開催)の事前に了承を得た、地下通路基本設計業務に係る契約実績が含まれる旨説明。
【委員会意見】 特段の意見はなかった。	

審議事項2 2か年度連続して1者応札・1者応募となった契約について ・情報システム保守業務について	<ul style="list-style-type: none">・情報システム関連業務(システム改修業務及びシステム保守業務)に関する調達について、大半が当初開発者による一者応札・応募となっていることから、下記の整理を行いたい旨説明。<ul style="list-style-type: none">①個々の業務の内容を精査し、システム開発者等の既存事業者の優位性が高い分野と、競争性の確保が期待できる分野を明確化して区分。②既存事業者の優位性が高い分野については、一般競争入札による調達を維持しつつ、当該者しか参入しえないという前提の下、一者応札がやむを得ないものとして整理し、予定価格を抑制する取組みを実施する。また、関連法人一者応札の場合の再公募も実施し
--	--

意見・質問	説明・回答
<p>(1) ソフトウェア製品保守に係る新規参入について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム保守業務の内、ソフトウェア製品保守について、複数応札になったとのことだが、新規参入者は、これまで同種業務の募集資料を取りに来たことはあったのか。 ・新規参入者は、なぜ入札に参加したのか。機構との取引拡大を期待してのことか。 ・新規参入者は、ある程度の規模を有している者なのか。 <p>(2) 将来の改修・保守業務における競争性を確保するための取組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム関連業務のうち、ソフトウェア製品保守について分類し、競争化を図るとい整理は評価する。1者応札が多く、懸案が多かったシステム関連業務について、今回の整理で方向性が見えてきたと思う。 ・「将来の改修、保守業務において競争性が発揮できるような工夫を検討する」とあるが、どのような工夫が考えられるのか。 	<p>ない整理とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料を取りに来たことはあったが、入札への参加は初めてである。 ・新規参入事業者からヒアリングしたところ、本業務に対する収益性を期待したものではないとのことであった。本契約を契機として、機構との関係を新たに築き、他業務への算入（競争参加）を検討していたと聞いている。 ・これまでの受注者と同様に、SAPのシステム保守ができる会社として認定されている。 ・国の基本指針（情報システムに係る政府調達の基本指針（平成19年3月1日））の中で、システムの「設計・開発」、「運用」、「保守」については分離して発注するように定められており、本指針との整合性を図る必要がある。 ・新規システム開発案件を公募する際に、将来のシステム改修量を示すことができない点が難しい。ある程度オープンなシステムにすれば、当初開発者以外の者も参加しやすくなるが、一方

意見・質問	説明・回答
<p>(3) システム関連業務に係る今後の発注方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構のシステム関連業務全般について、どの程度の頻度で大規模な新規開発があって、新規開発の谷間の時期にどの程度「保守業務」が発生するか、「保守業務」の中でも一部改修業務がどの程度発生するかといった検証（プロダクトライフサイクルの中でのライフサイクルコスト検証）が重要ではないか。その検証があって初めてトータルのライフサイクルコストを下げるために何をするかという議論ができる。 ・「システム運用保守」は、開発段階に一括発注することで競争性を担保するしかない。このとき、新規システム開発時以降に発生する「システム運用保守」につき、何年でどのくらいの費用を要するかという点を把握して明らかにしておかないと、開発段階での競争性の担保は難しい。 ・「システム開発」と「システム運用保守」を、従来通り分離発注する場合よりも、まとめて最初のシステム開発時に競争した方が例えば2割安いということなら一括発注できるかもしれないが、トータルでのコスト検証がない状態だと、従来通り分離発注しかないということになる。こういったトータルでのコスト検証が必要である。 ・システム関連業務について、運用段階だけを切り出して競争入札にかけても1者応札が確定的であることはこれまでの委員会の議論で明らかである。 	<p>で、セキュリティー上の課題もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現時点で具体的な対応案があるわけではないが、官公庁や民間企業における調達方式について事例収集を行い、検討していきたい。 <ul style="list-style-type: none"> ・過去の委員会における議論の中で、試行的に予定価格を下げるということも実施してきた。予定価格を抑えつつ、落札状況も注視し、一方で、業務

意見・質問	説明・回答
<p>トータルのコストを低減していくためにどのような方法が考えられるか、半年がかりでも良いので、検討を始める段階に来ているのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、随意契約も一部で視野に入れてという印象を受けたが、その場合、重要なことは、コスト適正化計画のようなものがしっかり作られていて、コストの低減に向けた施策が確実に継続されており、競争入札に拠らなくても合理的な契約が結ばれ続けているということが言えるかどうかだと思ふ。こういった中期的なコスト適正化計画については定期的に示してもらいたい。 ・中期的なコスト適正化計画のようなものが現在ないということであれば、行く行くは現実化してくる話なので、しっかりと将来を見据えた上で、今から準備を少しずつ進め、計画をしっかりと作っていくという意識を持ってもらいたい。 	<p>の履行状況も見ながら、コスト低減となるよう引き続き予定価格を抑える取組みを進めたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たなシステム開発の予定はないが、システム全体を変えるとすると、非常に膨大な作業になる。将来的に新規のシステム開発が必要となるときに備え、競争化が図られるような仕組みの勉強や事例収集の他、コンサルティングなども受ける必要もあると考えている。
<p>【委員会意見】 システム保守業務の整理につき、機構の対応案（※）に異議はない。 （※「ソフトウェア製品保守」については、引き続き競争性の確保に努めるが、「システム運用保守」については、予定価格を抑え、契約金額が抑制的になるような取組みを行うことを前提として、一者応札がやむを得ないものとし、再公募を行わない整理とすること。） 今後の情報システムの新規調達を見据え、長期的なコストの低減化に向けた検討を行うことを求める。</p>	
<p>審議事項3 平成27年5月25日総務大臣決定「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」 ・「平成27年度調達等合理化計画」の策定について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を受けて発出された、平成27年5月25日付総務大臣決定「独立行政法人

意見・質問	説明・回答
<p>(1) 目標設定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務省が求める定量的な目標設定がどこまで可能かわからないが、どのような目標設定をするかという点が年度末の自己評価の際にも重要になってくる。 ・総務省の示す例と比べ、機構の合理化計画案は、具体的な目標が見えにくい部分があり、具体的に表現すべきではないか。 ・総務省の計画の例では、目標が定量的であるか否かに関わらず存在し、その目標に対して自己評価を行うという仕組みになっている。定量的な目標設定が非常に難しいことは理解するが、何らかの目標を計画の中で具体的に示すことは必要ではないか。 ・目標の設定は、機構としての方針に拠るものであり、その方針を明確に定めた方が良い。随意契約をとにかく減らすのか、随意契約になったとしてもコスト削減を優先するのか、コストは増えても社会保障等々をしっかりとやっている者を積極的に選ぶのか、機構として目指す点をはっきりさせないと、達成できたかどうか最終的な評価は難しい。コストも下げ、随意契約も減らし、社会保障も重視してと、あらゆる目標を全て達成するのは難しい。優先順位を決めて今年度実施することを定めた方が良い。 ・現時点でこれだけはしなければいけ 	<p>における調達等合理化の取組の推進について」の内容について説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度調達等合理化計画案について説明。 ・計画案を作る中で、定量的な目標設定も検討したが、大半が困難であった。ただし、年度末の自己評価の際に、計画に定めた事項について、取組みの結果を具体的、定量的に報告することを考えている。

意見・質問	説明・回答
<p>ないというものは当然あるはずであり、そういったものをできる限り計画の中に入れた方が良い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画中の【 】は評価指標になるが、定量的な目標設定を行う場合、この中に具体的な数値を入れることになるのか。 ・定量的な目標設定ができない場合、具体的な数値を示さないまでも、こういうことを目指したいということは具体的に示す必要がある。 ・総務省の指示を踏まえれば、定量目標を示さないわけにはいかないのではないか。7月の時点で、どの程度の発注が何件行われるかといった、機構の業務運営の計画は立てられていないのか。何も数値目標がない中で機構の業務運営が行われているということなら、それ自体が問題だと思う。 <p>(2) 新たな随意契約に係るガバナンス等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1者応札に係る対応方針は定められているが、競争性のある随意契約も含めて、随意契約についての言及が足りないのではないのか。 ・推進体制については、実行部門だけでなく、理事会や経営会議など、もう一つ上のレベルの関与が必要ではないか。 ・自主裁量で新たな随意契約を締結することができることになったが、それは結果であり、そもそもの目的は現行 	<ul style="list-style-type: none"> ・目標を定量的に示すことが難しいことから、【 】の評価指標は、【当該取組の結果】としている。計画段階では、取組みの方向性のみ示し、自己評価の際に、このような結果になったという実績として具体的に報告することを予定している。 ・年度計画は策定している。指摘を踏まえ、目標設定の表現は検討する。 ・競争性のない随意契約については、真にやむを得ない随意契約を残して、全て競争化しており、新たな随意契約については、ガバナンスを発揮させて対応すべく計画に定めている。 ・機構内部でガバナンスを発揮の上、事後になるが、引き続き契約監視委員会に報告をして点検を受ける整理としている。

意見・質問	説明・回答
<p>の契約全体を見直して、調達を合理化を図ることである。その目的に沿って、計画の内容と表現を考えることが必要ではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・MPSの活用について、コスト削減には余り繋がらないと思う。意見として申し上げる。 ・随意契約などに係るマネジメントについて、機構は新しいビジネスに直面した際に、ビジネス上の一般常識に疎いという印象を受ける。今後、新規事業を展開していくことも増えるかと思うが、その際に、形式的なチェックではなく、実質的なコスト削減を目指す体制の構築をお願いしたい。 ・競争性が働かない案件等について、検討を経て、随意契約を導入する場合、随意契約としたことでコストが高くなるのが問題である。 業者としては、随意契約を一定期間締結する場合、安定的な受注が約束される上、事業予測も立てやすいことから、更にコストダウンを図ることが可能なはず。随意契約を締結するのであれば、例えば従来の予定価格の90%以下の価格でしか契約しないと工夫が必要である。従来の契約より安くなる随意契約であれば正当性はあるが、高くなる随意契約に正当性は認められない。計画案では、随意契約時におけるコストに関する工夫の記載がないが、競争入札時点の予定価格より低い価格でしか随意契約しないということは打ち出した方がよい。 ・経済合理性に留意するのは良いが、どのような場合に経済合理性を有する 	<ul style="list-style-type: none"> ・MPSについては、事務所毎に独自に発注していたものを、本社で集約化して発注することにより、コスト削減が見込まれることから、計画に掲げている。 ・「調達に関するガバナンスの徹底」の項目の中で、コスト削減の観点から、「経済合理性も踏まえ」検討する旨表現している。また、以後、継続して随意契約を締結する場合についても、事後検証を行い、契約金額の妥当性の確認は常に行っていく旨定めている。 ・新たな随意契約を拡大する意図はなく、これまでどおり厳格な基準をもつ

意見・質問	説明・回答
<p>と判断するのか、現段階の計画案では具体性に欠ける。具体的指標を速やかに示せないのであれば、1年かけて検討するのも良いが、1年かけて検討する旨の意思表示を計画の中で行う必要がある。現在の計画案を採用する場合、合理的でない随意契約がいつの間にか増えてしまうという点を懸念する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随意契約が増えたとしても、トータルで合理的なコスト構造が実現されることが重要である。随意契約になったが、コストも下がっているというのであれば問題ないが、通常であればなかなかそうならない。随意契約とする一方で、コストが下がる仕組みを予め構築しておかなければ、コスト削減の実現は難しい。随意契約時におけるコスト削減の仕組みを、意識して計画の中で示しておくことで評価できる。 ・新たに随意契約を締結する場合に、「理由の妥当性、適用条項の適否、過去の事例との整合性などの他、経済合理性も踏まえたところで検討する」という表現では抽象的に過ぎる。計画の中で具体的に定めてもらいたい。 ・新たな随意契約に係るガバナンスの項目については、ガバナンスが効いているという図で示して工夫したらどうか。 <p>(3)その他計画案について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・MPSについて、各本部で個々に発注していたものを集約化して調達することで、かなり削減効果が出ているということなら、計画の中で具体的に数値目標として定めた方が良い。 ・総務省は、「官公需法に基づく中小企 	<p>て導入時に検討する。また、検討の際には、これまでの契約監視委員会における指摘事例を踏まえ、コストについても留意する。</p>

意見・質問	説明・回答
<p>業の受注機会への配慮」と計画の中で例示しているが、機構の計画案では触れていない。総務省が例示している内容はできるだけ記載した方が良い。</p> <p>・「不祥事の発生の未然防止のための取組み」の項目について、計画案では「規程集、マニュアル等の充実化を図る」、「研修を実施する」だけであり、総務省が例示する談合や、予定価格の漏洩といったものに対する対応として十分かどうか分からない。機構としての取組みをもう少し具体的に示した方が良い。</p> <p>(4) 計画案の修正について</p> <p>・いつまでに計画を策定する必要があるのか。更なる検討が必要か、それとも今年は時間がないのでこれで決定しておいて、来年修正するという整理にするのか。</p> <p>・7月末までに本日の意見を全て反映の上、完成させるのは大変だと思う。時間がなく意見を反映させられなかった事項については整理の上、次年度の課題であることを明らかにした上で、今年の計画を作ってもらいたい。</p>	<p>・意見はできるだけ反映し、7月までに計画案を修正し、策定することとしたい。定量的な目標設定をどこまでできるかは難しいが、可能な限り表現した上で、委員の皆様方に個別にお伺いさせていただきたい。</p>
<p>【委員会意見】</p> <p>本日の委員会の意見を踏まえ、以下の検討を行い、計画案を修正することを求める。</p> <p>①定量的・具体的な目標設定について</p> <p>②随意契約締結時における、コスト削減に係る仕組みの導入について</p> <p>期限の都合上、委員会の意見を反映できない事項については、その旨明らかにすること。</p>	

審議事項 4 平成26年度における公益法人への支出に係る点検について

・公益法人については、一般財団法人への移行が進んだこと、また、機構の関係法人であった(財)住宅管理協会が、株式会社へ移行したことから、点検対象となる公益法人の大半が、点検対象から外れた状況であり、その結果、点検対象となる1,000万円以上の契約については、今回該当がなかった旨説明。

公益法人への支出としての点検対象からは外れるものの、随意契約や1者応札といった観点については、契約相手方が公益法人であるか否かに限らず、引き続き、契約監視委員会の点検を受ける旨補足説明を行う。

【委員会意見】

特段の意見はなかった。

審議事項 5 2か年度連続して1者応札・1者応募となった契約のうち募集手続を行う契約について

- ・平成25年度に募集手続を行った契約について
- ・平成26年度に募集手続を行う契約について

・平成25年度及び平成26年度において2か年度連続して1者応札・1者応募となった契約のうち、今年度募集手続きを行うものについて、改善策を踏まえた募集手続の状況について説明。

なお、契約監視委員会における審議事項が、調達等合理化計画の点検に変わったということもあり、本審議事項は、今回が最後となる旨説明。

・「システム賃貸借」の中に、データセンター利用の契約が入っていると聞いている。サーバーを借りてきて自らの事業所内に設置するという話と、データセンターを利用するという話とでは契約の性質が根本的に違ってくる。データセンター利用は汎用性が高くな

・一者応札やむなしとの整理は、「システム賃貸借」においては行っていないが、「システム賃貸借」の分類時には区分して整理することとしたい。

<p>り、その場合には1者応札やむなしという整理はできなくなる。「システム賃貸借」契約の区分をする際に注意してもらふ必要がある。</p>	
<p>【委員会意見】 「システム賃貸借」について、データセンター利用の契約については、汎用性があり、競争性の確保が期待できることから、一般のシステム賃貸借契約と区分して整理することを求める。</p>	

<p>報告事項 契約監視委員会規程の改正について</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の契約監視委員会は、平成26年度第4四半期の契約を対象として、契約監視委員会に委ねられた従前の視点での点検と、調達等合理化計画の点検という、新たに委ねられた視点での点検の、双方の点検を兼ね備えた委員会という位置づけで良いのか。 ・ 契約監視委員会の役割が、既締結案件に係る事後点検から、計画段階での事前点検に大きく変わった。計画段階での事前点検になると、計画自体の合理性等についてきちんと認識する必要がある。委員会での説明時に留意してもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年5月25日総務大臣決定を受けて、契約監視委員会における審議事項が変わったことから、契約監視委員会規程を改正したい旨説明。 ・ 今回に限り、新旧2つの観点からの点検である。
<p>【委員会意見】 特段の意見はなかった。</p>	

第25回契約監視委員会(平成27年6月2日(火))における指摘事項を踏まえた「平成27年度調達等合理化計画」の修正に係る委員個別説明について

説明日等	平成27年6月23日(火)～平成27年7月1日 委員への個別説明を実施
委員	長沢 美智子 (弁護士(東京丸の内法律事務所)) 高木 勇三 (公認会計士(監査法人五大)) 長村 彌角 (公認会計士(有限責任監査法人トーマツ)) 鈴木 豊 (学校法人青山学院常任監事・青山学院大学名誉教授) 飛松 純一 (弁護士(森・濱田松本法律事務所)) 水上 貴央 (弁護士(早稲田リーガルコモンズ法律事務所)) 鹿野 治雄 (都市再生機構監事) 小林 昭次 (都市再生機構監事)
説明内容	「平成27年度調達等合理化計画」の修正案について
結果	第25回契約監視委員会(平成27年6月2日(火)開催)における指摘事項を踏まえた、調達等合理化計画の修正案について了承する。 なお、本年度においては、本計画に定めた事項の実施状況を注視するとともに、来年度の計画策定時まで、来年度の計画において、より定量的な指標の設定が可能か否か検討することを求める。